

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化**されます。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、給食費(主食費&副食費)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、低所得者世帯や多子世帯においては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除される場合があります。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**事業所内保育事業**なども同様に**無償化の対象**とされます。

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設を利用する子供たち

【対象者・利用料】

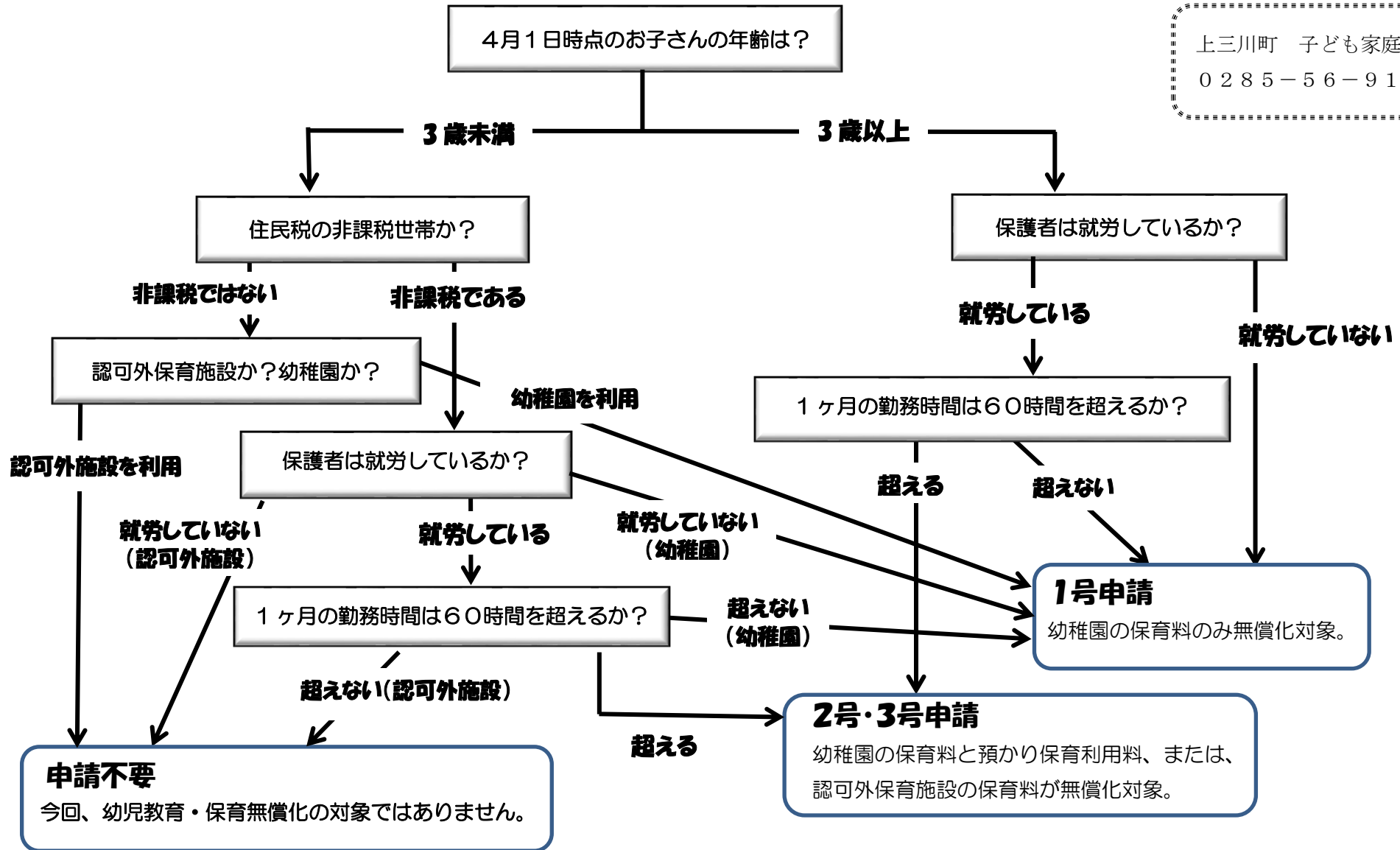
- 無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。
(注)「保育の必要性の認定」の要件とは、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を言います。
- **預かり保育は、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で利用料が無償化**されます。
- **認可外保育施設は、3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円までの利用料が無償化**されます。

幼児教育・保育無償化の申請について

○「就労している」方は申請書の他に、『就労証明書』を添付していただく必要があります。

○保育の必要な理由には、就労以外に疾病や妊娠・出産などがあります。他の理由（条件）についてはお問い合わせください。

上三川町 子ども家庭課
0285-56-9130



申請不要

今回、幼児教育・保育無償化の対象ではありません。

2号・3号申請

幼稚園の保育料と預かり保育利用料、または、認可外保育施設の保育料が無償化対象。

1号申請

幼稚園の保育料のみ無償化対象。